

おお くま



お知らせ版

2018年1月15日

発行：大熊町役場会津若松出張所 総務課 秘書広聴係

大熊町役場お問い合わせ先

会津若松出張所

会津若松市追手町 2-41

☎ 0120-26-3844 (フリーダイヤル)

いわき出張所

いわき市好間工業団地 1-43

☎ 0120-26-5671 (フリーダイヤル)

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎ 0120-24-1013 (フリーダイヤル)

大川原連絡事務所

大熊町大川原字南平 1138-2

☎ 0120-23-1095 (フリーダイヤル)

現地連絡事務所

大熊町大川原字手の倉 125

☎ 0240-32-2318

高速無料「ふるさと帰還通行カード」

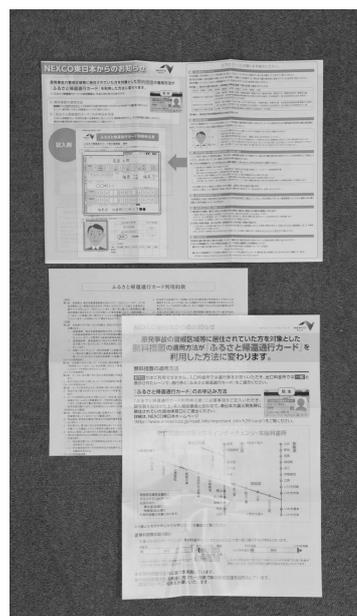
申し込みはお早めに

原発事故による警戒区域等からの避難者を対象とした高速道路の無料措置の適用方法が「ふるさと帰還通行カード」を提示する方法に切り替わります。7月1日以降は、カードをお持ちでないと有料になりますので、ご注意ください。

カードの案内と利用申込書を、今回の広報おおくま1月15日号に同封しました。利用申込書は1人一部ずつ提出していただく必要がありますが、「コピー（白黒可）」して記入し、提出していただいても結構です。

カードは届き次第、利用できます。なお現在、申し込みからお手元にカードが届くまで、1〜2か月かかります。

※詳しくはNEXCO東日本または大熊町の公式ホームページをご覧ください



今回この資料を同封しました

- お申し込み窓口
カードの発行にはお申し込みが必要ですが、お申し込みの窓口は、次のとおりです。
- ・大熊町役場会津若松出張所 住民課
 - ・大熊町役場いわき出張所 窓口
 - ・大熊町役場中通り連絡事務所 窓口
 - ・大熊町役場大川原連絡事務所 窓口
- 郵送でのお申し込み方法
郵送する場合は、大熊町役場会津若松出張所 生活支援課（〒965-10873 会津若松市追手町2の41）に申込書を送ってください。
- カードの有効期限
平成32年3月31日（火）まで
- 各窓口または大熊町役場会津若松出張所生活支援課

返済不要の大熊町給付型奨学資金

対象を拡大します

返済不要の大熊町給付型奨学資金の給付対象者が、現行の大学入学予定者に加え、平成30年度から大学在學生、大学院入学予定者、大学院在學生で、かつ夜間部にも拡大します。対象となるのは、大熊町在住または大熊町出身の高校生（卒業生含む）、大学生（大学院進學生および大学院生を含む）で、経済的理由により進学が困難な方または大学（大学院を含む）に在學し、修学が困難な方です。

■受付期間

1月15日（月）

～2月16日（金）

■対象者

平成30年度に大学入学予定、大学在學、大学院入学予定、大学院在學の者

※夜間部も対象、通信制は対象外

■資格と基準

①生活の主体者が引き続き5

年以上大熊町に住所を有している

②町税等の滞納がなく、生計を同じくする世帯全員の前年分の所得総額が560万円以下

③心身が健全で向學心に富み、かつ成績平均が総点の7割程度以上であることを証明する大熊町給付奨学生推薦調書を、在學する（していた）校長または理事長（学長）に発行してもらう

④選考委員会で面接および小論文試験を受け、成績優秀な者

■選考

資格と基準のすべての要件を満たす者の中から若干名を、教育委員会で設置する選考委員会で給付者として決定します。

■給付額

毎月5万円（ただし、私立大学医・歯・薬学部は8万円）、

入学時に入学金として20万円。なお、夜間部は、入学金毎月額ともに2分の1。

■願書

教育総務課にお申し出ください。

大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

お済みですか？

区域外就学手続き

大熊町に住民票がある児童・生徒が避難先の小中学校に通う場合は、避難先の市町村教育委員会で区域外就学の手続きが必要な場合があります。手続きがお済みでない方は手続きをお願いします。

なお、市町村教育委員会によって手続きが異なりますので、避難先の市町村教育委員会にお問い合わせの上、手続きを行ってください。

大熊町役場会津若松出張所 教育総務課 学校教育係

「おおくまの民話」差し上げます

町内各地に伝わる民話を1冊にまとめた「おおくまの民話」を「町内の自宅に置いてきてしまった」「もう一度読みたい」という声が多数寄せられています。

そこで町では「おおくまの民話」を再版し、希望する町民の方に無料で配布します。申し込みは電話またはメールで氏名、住所、電話番号をお知らせください。

対象は平成23年3月11日に大熊町に住民票があった方または現在大熊町に住民票がある方で、避難先住所に1冊ずつの配布となります。2月上旬に発送する予定です。

大熊町役場会津若松出張所 教育総務課（佐伯）

※メールは shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp

大川原2区

大川原2区の総会と懇親会を開催します。一世帯から複数人の参加も可能です。また、総会と懇親会の開催について、ご友人やお知り合いの方にも教えていただくと助かります。

時 3月3日（土）～4日（日）
1泊2日

※3日は午後3時30分～総会
午後6時～懇親会
4日は朝食後解散

湯わき温泉 ホテル浜

とく（いわき市常磐藤原町 蔵平32）

費 一人3000円（懇親会に参加しない方は無料です）

期 2月10日まで。確認用は

がきを送りますので、ご返送をお願いします。はがきが

1月31日まで届かない場合はご連絡ください

☎090（8785）9820

（佐藤定信）

☎090（3981）3223
（増子四郎）

中間貯蔵施設に係る 弁護士無料相談会

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開きます。権利関係等の疑問について、無料で相談できます。

【郡山市】

時 2月14日（水）
午後2時～5時

場 大熊町役場中通り連絡事務所

【いわき市】

時 2月16日（金）
午後2時～5時

場 大熊町役場いわき出張所

【会津若松市】

時 2月19日（月）
午後2時～5時

場 大熊町役場会津若松出張所

■相談できること

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相続等について
※法律相談であり、補償価格に関する相談はできません

■対象

大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産（土地、建物）を所有されている方

■相談料

無料

■相談時間

1回につき50分以内（各会場3組までの事前予約制）

■申し込み方法

事前予約の先着順ですので、ご連絡をお願いします

■申し込み期限

開催日の1週間前まで

場 大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

双葉地方水道企業団から

調査で敷地内に 立ち入ります

☎ 0240(25) 5341

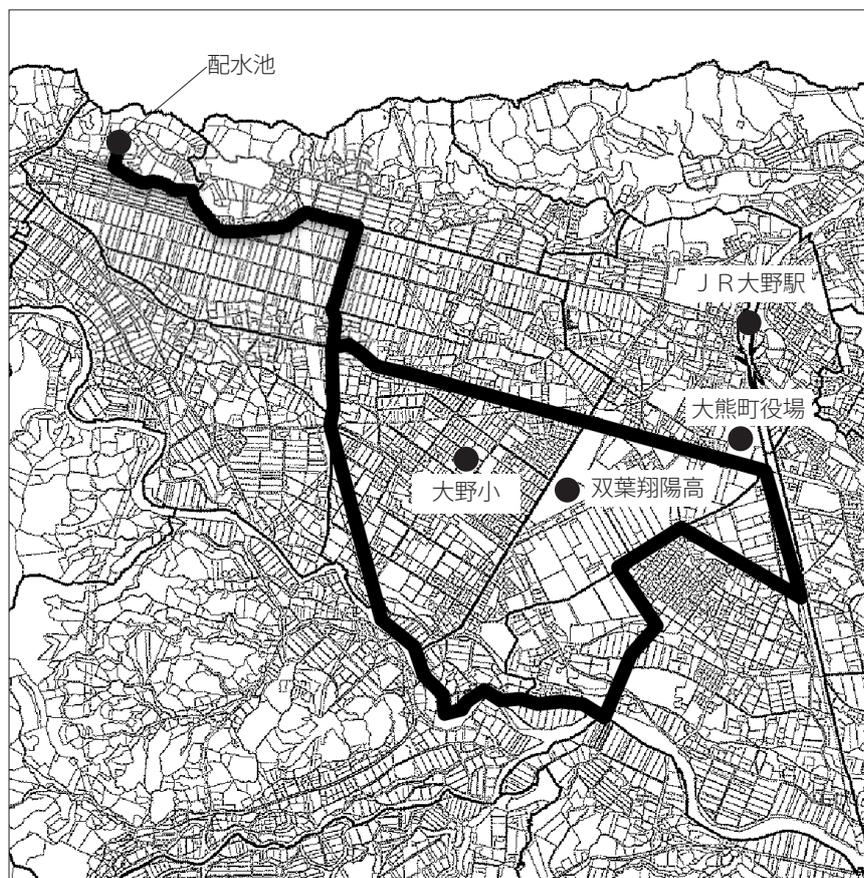
■受託事業者
双葉設備工業（株）
双葉地方水道企業団
施設課配水係

■調査期間
1月～2月末日

■調査対象区域
（黒線の道路沿いと黒線で囲まれた範囲内）

大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に伴い、双葉地方水道企業団が今月と来月、帰還困難区域内で水道管と水道メーター付近の調査を実施します。このうち水道メーター付近の調査では、企業団職員と受託事業者の職員が敷地内へ立ち入って作業を行います。
今回の調査対象予定区域は地図のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

■調査対象区域■（黒線の道路沿いと黒線で囲まれた範囲内）



※範囲外であっても、対象区域周辺については必要に応じてお客様の敷地内に立ち入らせていただき、作業を行う場合があります

お引っ越し される方へ

役場に教えてね!



役場に届け出ていた避難先を変更される際は、新しい避難先をお知らせください。届け出は会津若松出張所住民課、いわき出張所、中通り連絡事務所の各窓口で受け付けています。手軽にできる郵送や電話での届け出も受け付けています。

◆郵送の場合

役場にある「避難住民届」を記入して送るか、次の項目を記載したメモを送ってください。

1. 記入者氏名
2. 大熊町の住所
3. 対象者の氏名、生年月日
4. 避難先住所
5. 避難先の滞在開始日（住み始めた日）
6. 電話番号および所有者名
7. 広報おおくま送付希望の有無

◆電話の場合

会津若松出張所住民課までお電話ください。職員が必要事項をお尋ねします。

☎大熊町役場会津若松出張所
住民課 避難者名簿係

なお、仮設住宅、借上げ住宅を退去する場合には、「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

☎大熊町役場会津若松出張所 生活支援課
大熊町役場いわき出張所 生活支援係

個人版私的整理 ガイドライン

東日本大震災で被害を受けた皆さまへ、財務省福島財務事務所からのお知らせです。「個人版私的整理ガイドライン」を利用することで、震災前からの住宅ローンなどが免除されます。

詳細はお問い合わせください。

※債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要です

■利用するメリット

- ・生活再建に必要な資産（上限500万円・義援金等）は手元に残せます

※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があります

- ・弁護士などの登録専門家が手続きをサポートします

また、国の補助により弁護士費用はかかりません

※運営委員会に登録された弁護士費用に限りです

・債務整理したことは個人情報として登録されませ

ん

※金融機関等がガイドラインの利用を理由として新たな借り入れを制限することはありません

ありませ

☎一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会

☎0120(380)883
(コールセンター)

☎024(526)0281
(福島支部)

※受付は平日午前9時～午後5時

多重債務・貸金業 相談窓口

相談窓口

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。借金状況をお聞きし、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門家に引き継ぎます。秘密厳守、相談無料です。お気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご

注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

■相談窓口

財務省福島財務事務所
理財課

(福島市松木町13の2)

※受付は平日の午前8時30分～午後4時30分

(正午から1時間と土日祝日、年末年始除く)

☎024(533)0064
(多重債務相談窓口専用)